

第二種特定鳥獣管理事業実施計画について

1 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成について

都道府県知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第7条の2の規定により、その生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「第二種特定鳥獣」という。）の管理に関する計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）を定めることができ、当県においては、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの4鳥獣について第二種特定鳥獣管理計画を策定している。

また、法第4条に基づいて県が策定している第12次鳥獣保護管理事業計画の第6第4項において、県及び第二種特定鳥獣管理計画により定められた市町村は、年度ごとに実施計画を策定することとなっている。

第12次鳥獣保護管理事業計画（抜粋）

第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

(1) 実施計画の作成及び計画に基づく施策の方針



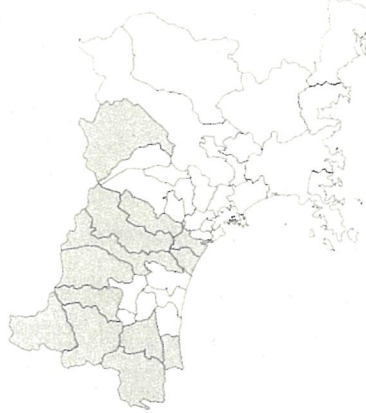
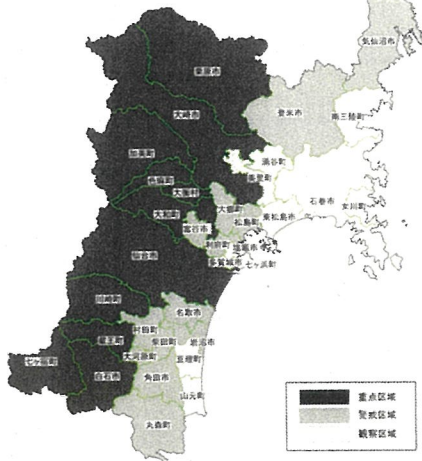
県及び第二種特定鳥獣管理計画により定められた市町村は、第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、年度ごとに適切な特定鳥獣管理事業を実施するための実施計画を作成する。

なお、当該実施計画は、別に県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画と整合を図るものとする。また、第二種特定鳥獣管理計画の効果的な実施に係る取組を推進するため、関係機関は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体群管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図るなど、総合的な取組の推進に向け、連携を図る。

(2) 計画作成年度・計画作成の目的・対象鳥獣の種類・計画の期間・対象区域

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
第二種特定鳥獣管理計画期間	第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	各年度	第二種特定鳥獣管理計画の対象区域	

2 各第二種特定鳥獣管理計画の管理が行われるべき区域

計画名	管理が行われるべき区域	図面
<p>第三期宮城県 イノシシ管理計画</p>	<p>県内全域（重点区域を指定し、重点区域以外を警戒区域とする）</p> <p>重点区域： 仙台市，白石市，名取市，角田市，岩沼市，栗原市，大崎市，富谷市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町，亶理町，山元町，大和町，大衡村，色麻町及び加美町 （21市町村）</p>	
<p>第二期宮城県 ニホンジカ管理計画</p>	<p>県内全域（県内を原住区域，拡大区域A，拡大区域B，侵出抑制区域，警戒区域に区分）</p> <p>警戒区域を除く区域を含む市町： 石巻市，気仙沼市，登米市，女川町，南三陸町 （5市町）</p>	
<p>第四期宮城県 ニホンザル管理計画</p>	<p>県内でニホンザルの生息する9市町（金華山（石巻市）は除く。）</p> <p>仙台市，白石市，蔵王町，七ヶ宿町，川崎町，丸森町，加美町，角田市及び山元町</p>	
<p>第三期宮城県 ツキノワグマ管理計画</p>	<p>県内全域（県内を重点区域，警戒区域，観察区域に区分）</p> <p>重点区域： 白石市，蔵王町，七ヶ宿町，川崎町，仙台市，大和町，大衡村，大崎市，色麻町，加美町，栗原市 （11市町村）</p>	

○特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例

平成十七年三月二十五日

宮城県条例第四十四号

特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例をここに公布する。

特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例

(設置)

第一条 知事の諮問等に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議するため、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画及び同法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画(以下これらの計画を「保護管理計画」という。)の実施方法等の検討及び評価に関すること。
- 二 保護管理計画の作成に係る地域住民その他の関係者の合意形成に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項
(平二七条例一六・一部改正)

(組織等)

第二条 委員会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、農業関係団体、自然保護団体又は狩猟者団体の役員又は職員、地域住民の意見を代表する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第三条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。ただし、委員長が委員会に諮って議決を要しないと定めたものについては、この限りでない。

(部会)

第五条 委員会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める鳥獣に係る保護管理計画の実施方法の分析、評価等に関し調査審議する。

- 一 ニホンザル部会 ニホンザル
- 二 ツキノワグマ部会 ツキノワグマ
- 三 イノシシ部会 イノシシ
- 四 ニホンジカ部会 ニホンジカ

- 2 委員会に、前項の規定により部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)の調査審議に資するため、部会委員を置く。
- 3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、委員長が指名する。
- 5 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 6 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前二条(第三条第一項を除く。)の規定は部会について準用する。

(平一八条例六四・平二〇条例四六・一部改正)

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成一八年条例第六四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(部会委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日から平成十八年九月三十日までの間に任命された改正後の特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第五条第一項第二号に掲げる部会に係る部会委員の任期は、同条第六項において準用する同条例第二条第三項の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までとする。

附 則(平成二〇年条例第四六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(部会委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日から平成二十年八月三十一日までの間に任命された改正後の特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第五条第一項第三号及び第四号に掲げる部会に係る部会委員の任期は、同条第六項において準用する同条例第二条第三項の規定にかかわらず、平成二十一年七月三十一日までとする。

附 則(平成二七年条例第一六号)

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。